

入札（見積）結果の公表に関する事務取扱要領（水道局）

（趣 旨）

第1条 この要領は、水道局が発注する修繕及び業務委託に係る入札結果及び見積結果の公表に関し、必要な事項を定める。

（公表対象）

第2条 公表は、次の各号を定めるものを対象とする。

- （1）一般競争入札、希望型指名競争入札など公募により参加者を募集する発注案件
- （2）地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条に規定する随意契約
- （3）前2号いずれにも該当しない発注案件

（公表の方法等）

第3条 公表の方法等は、次のとおりとする。

- （1）公表方法は、水道局発注課の窓口での閲覧とする。ただし、前条第1号及び第2号の場合は、千葉市ホームページの入札情報等ポータルページにも併せ公表する。
- （2）公表期間は、入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときから、契約期間終了時の翌年度終了までとする。
- （3）閲覧日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日から12月31日まで並びに1月2日及び1月3日）及び市長が認めた日以外の日とする。
- （4）閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。
- （5）発注課における閲覧用書類については、閲覧場所以外への持出しは禁止する。また、複写サービスは行わない。

（公表内容）

第4条 公表は、次の各号に定める内容とする。

- （1）発注課窓口での公表は、入札調書、若しくは見積調書で行う。
- （2）関係書類の閲覧を求められた場合は、発注課窓口において第1号によるほか、契約書、仕様書及び随

意契約理由書等を閲覧に供する。

(3) 千葉市ホームページでの公表は、千葉市入札情報等ポータルページにおける物品の調達及び業務委託等に係る入札情報等の公表に関する事務取扱要領第3条によるものとする。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。